

マンション管理員検定協会 会員制度会則

(目的)

第1条 一般社団法人マンション管理員検定協会（以下「当協会」という。）の会員組織（以下「本会」という。）は、資質の高いマンション管理員（以下「管理員」という。）の育成及び輩出をするとともに、管理会社等法人を含めた会員相互の情報交換を図り、もってマンション管理業界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成のため、次の事業を行う。

- (1) マンション管理員検定（以下「本検定」という。）の合格者、受験者並びに本会の主旨に賛同する者への研修の実施
- (2) 本検定の合格者、受験者並びに就職希望者に対する就職支援
- (3) 会員相互の交流の場の提供
- (4) 会員に対する広報
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 本会の事業に賛同する現役のマンション管理員又は経験者、本検定試験に合格した者、並びにマンション管理員を目指す個人
- (2) 法人会員 本会の事業に賛同するマンション管理会社、ビル管理会社、清掃会社等の法人
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同するマンション管理士、建築士、弁護士等の専門家である個人、並びにマンションの管理組合等

(入会)

第4条 本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書に入会金及び当該年度の年会費をそえて、本会事務局に登録の申込みをするものとする。

- 2 登録の申込みをした者は、当協会の理事会の承認を経て、正式に会員として登録されるものとする。

(入会金)

第5条 本会の会員になろうとする者は、会員の区分に応じて次の入会金を納入するものとする。

- (1) 一般会員 金 10,000 円
- (2) 法人会員 金 30,000 円
- (3) 賛助会員 金 5,000 円

(年会費)

第6条 本会の会員は、会員の区分に応じて次の年会費を納入するものとする。

- (1) 一般会員 金 3,000 円
 - (2) 法人会員 金 50,000 円
 - (3) 賛助会員 金 (1口) 3,000 円以上
- 2 年会費の納入方法については、別に定めるものとする。

(抛出金品の不返還)

第7条 本会の会員は、本会に納入した入会金、年会費、その他の抛出金品の返還を求め
ることができない。第9条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員登録簿)

第8条 本会の会員は、別に定める事項を会員登録簿に登載しなければならない。

2 本会の会員は、前項に定める会員登録簿の記載事項に変更が生じたときは、速
やかに本会事務局にその旨を届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 本会の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の手続を完了したとき
- (2) 1年以上年会費を滞納したとき
- (3) 会員である個人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき
- (4) 会員である法人等が解散したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 本会の会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を
本会事務局に提出しなければならない。この場合、納入済みの入会金、年会費
は期間の有無を問わず、如何なる場合も返還を求めることができない。また、
退会手続きが完了すると、会員としての資格は喪失する。

(除名)

第11条 本会の会員が次の各号の一に該当する場合には、当協会の理事会の決議に基づ
き除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会
を与えなければならない。

- (1) 当協会の定款又は本会則に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ又は当協会の目的に反する行為をしたとき

(会則の変更)

第12条 本会則は、当協会の理事会の決議により変更することができるものとする。